

総務委員会資料

1 令和7年第2回定例会追加議案の説明

(1) 議案第113号

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和7年6月5日
選挙管理委員会事務局

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 平成5年6月25日条例第26号	○川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 平成5年6月25日条例第26号
第1条～第7条 (略) (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)	第1条～第7条 (略) (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)
第8条 本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、議員の選挙にあつては8,000枚以内、長の選挙にあつては70,000枚以内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 <u>8円38銭</u> (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 <u>419,000円と5円62銭</u> にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）	第8条 本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、議員の選挙にあつては8,000枚以内、長の選挙にあつては70,000枚以内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 <u>7円73銭</u> (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 <u>386,500円と5円18銭</u> にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）
第9条・第10条 (略) (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)	第9条・第10条 (略) (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)
第11条 本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金	第11条 本市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金

改正後	改正前
額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 （1） 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>586円88銭</u>に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。） （2） 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>293,440円と30円73銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額 第12条 （略）	額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 （1） 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。） （2） 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>270,655円と28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額 第12条 （略）